

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

我孫子市は、首都圏のベッドタウンとして発展してきたが、近年の経済環境の大きな変化、全国的な少子高齢化の加速、長引く景気低迷などに伴い、今後は大変厳しい財政状況が見込まれている。

市はこれまで、環境保全の観点から、積極的には企業誘致を行ってこなかったが、今後は、恒久的な税財源を確保し、財政基盤を強化していくことが必要となるため、新たな企業の立地と既存企業への支援策の拡充に力を入れていく。

また、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市の地域経済の活性化を目指す。

目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

我孫子市の産業は、第一次産業から第三次産業までの多種、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。)については、雇用の創出に直接結びつきにくいことから、市内に所在する事業所等(雇用者が常駐するものに限る。)の敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

我孫子市の産業は、駅周辺を中心に広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、我孫子市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

我孫子市の産業は、第一次産業から第三次産業までの多種、多様な業種が、市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において、対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届け出を要する事業
- ② 反社会勢力との関係が認められる事業
- ③ 宗教活動や政治活動を目的とする事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みを先端設備導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・市税を滞納している事業者は、先端設備等導入基本計画の認定の対象としない。